給食停止手続きについて

長期欠席の場合給食を停止することができます。申請が必要になりますので、申請書を記入し学校へ提出してください。

長期欠席とは

連続5日以上休む(土日休日を除く)場合が対象になります。

停止期間

申し出があった日の翌日から4日後(土日休日を除く)から停止することができます。

例】9月1日(水)に申請があり、14日(火)まで連続して休む場合、

7日(火)以降から調整の対象となります。

B	
日	
5	
$ \Longrightarrow $	
12	
\Longrightarrow	
19	
26	
3	
1 2	

調整額と返金

給食費は月額集金になりますので、年度末に調整を行います。 調整額は、一食単価×給食提供回数(日数)で算出します。

臨時休校等の場合

休校や学級閉鎖の場合は申請の必要はありません。

給食停止申請書

○給食停止申請書提出日				令	和	左	F	月		日	日 ()	
※申1	し出があっ	た日の	翌日か	ら4	日後	(土日	休日を	·除く)	から	給食を	停止`	できる	ます。)
○給食停」	上申請事	由												
○給食停」	上期間													
令和	年	月	日	()	\sim	令和		年	月		日	()
	※連絡	売する 5	日間以	人上	(土日	休日	を除く)	の休	みが対	象とな	りま	す。		
○児童氏名	7 													
年	組	E	氏名	()		
○保護者氏														
_											印			

[※] 給食費は月額制になります。そのため差額は、年度末に調整します。よろしくお願いします。

[※] 休校や学級閉鎖の場合は提出の必要はありません。